

大阪市における防災計画書の取扱いについて

○防災評定対象建築物及び防災計画書の提出先

区分	対象建築物	防災計画書提出先			
1	高さ 60m を超える建築物	(一財) 日本建築センター (一財) 日本建築総合試験所 (一財) 大阪建築防災センター 日本 ERI (株) 大阪支店 ビューローパブリカシヅヤパン (株) 大阪事務所 (株) 国際確認検査センター大阪本店 (株) 東京建築検査機構 (株) 近確機構			
2	高さ 31 を超え、60m 以下の建築物 ただし、次のいずれかに該当するものは、対象外とする。				
	<table border="1"> <tr> <td>共同住宅</td> <td> ・建築基準法施行令第 129 条の 13 の 2 (非常用の昇降機の設置を要しない建築物) の規定に該当し、2 以上の屋外階段、避難階段又は特別避難階段を設けたもので、<u>防災上問題が少ないもの (※)</u> ・高さ 31m を超える部分の階数が 2 以下で、かつ、その部分の床面積の合計が 200 m² 以下のもので、2 方向への避難が確保されており、<u>防災上問題が少ないもの (※)</u> </td> </tr> <tr> <td>事務所等</td> <td> ・高さ 31m を超える部分の階数が 1 以下のものうち、利用者が少数の者に限定される場合で、その階の床面積の合計が 500 m² 以下、かつ、避難階段が 2 以上あり、避難階において避難通路が確保されており、<u>防災上問題が少ないもの (※)</u> </td> </tr> </table>		共同住宅	・建築基準法施行令第 129 条の 13 の 2 (非常用の昇降機の設置を要しない建築物) の規定に該当し、2 以上の屋外階段、避難階段又は特別避難階段を設けたもので、 <u>防災上問題が少ないもの (※)</u> ・高さ 31m を超える部分の階数が 2 以下で、かつ、その部分の床面積の合計が 200 m ² 以下のもので、2 方向への避難が確保されており、 <u>防災上問題が少ないもの (※)</u>	事務所等
共同住宅	・建築基準法施行令第 129 条の 13 の 2 (非常用の昇降機の設置を要しない建築物) の規定に該当し、2 以上の屋外階段、避難階段又は特別避難階段を設けたもので、 <u>防災上問題が少ないもの (※)</u> ・高さ 31m を超える部分の階数が 2 以下で、かつ、その部分の床面積の合計が 200 m ² 以下のもので、2 方向への避難が確保されており、 <u>防災上問題が少ないもの (※)</u>				
事務所等	・高さ 31m を超える部分の階数が 1 以下のものうち、利用者が少数の者に限定される場合で、その階の床面積の合計が 500 m ² 以下、かつ、避難階段が 2 以上あり、避難階において避難通路が確保されており、 <u>防災上問題が少ないもの (※)</u>				
3	高さ 31m 以下の大規模建築物、複合用途建築物で次に掲げるもの 1. 旅館・ホテル 5 階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m ² を超えるもの 2. 建築基準法施行令第 147 条の 2 各号に掲げる用途に併せて供する複合建築物 5 階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m ² を超えるもの 3. 劇場等 収容人員の合計が 2,000 人を超えるもの 4. 3 階以上の階において、不特定多数が利用する建築物 駐車場の床面積を除いた床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの (注) ただし、2~4 に掲げる建築物のうち <u>防災上問題が少ないもの (※)</u> は対象外とする。				

注意事項

- (※) 部分の判断は、大阪市 (計画調整局建築指導部建築確認課) が行います。
 次の必要書類を添えて、建築確認課の窓口へご相談 (提出) ください。
【必要書類】 (A3 サイズ)
 ・各階の床面積を記載した概要、避難経路や防火区画を記載した平面図、高さ 31m の位置を記載した断面図、立面図等
- 本資料内における「高さ」は、地盤面からの高さとしてします。
- 本資料内における「高さ 31m を超える部分」とは、次の図のとおり、スラブが 31m を超えるか否かで判断します。なお、塔屋階 (階段室等で水平投影面積が建築面積の 1/8 を超えるなど、階数に算入される場合を含む) は階数・高さ・床面積には算入しません。

